

福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱 （農林水産省）

農林水産事務次官依命通知

令和3年4月1日付け 2水港第2359号

最終改正 令和6年3月29日付け 5水港第2467号

（通則）

第1 福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号。以下「制度要綱」という。）第2に基づく福島再生加速化交付金のうち、福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）実施要綱（令和3年4月1日付け復本第658号・2水港第2356号。以下「実施要綱」という。）第4の3に規定する農林水産大臣とするものの交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）その他の法令、制度要綱、実施要綱及び関連通知の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2 交付金は、福島県又は実施要綱第3に規定する水産業共同利用施設復興促進整備事業計画（以下「水産業共同利用施設復興促進整備事業計画」という。）の作成の対象となる地域をその区域に含む市町村（以下「福島県又は市町村」という。）に対して交付し、実施要綱第3に規定する水産業共同利用施設復興促進整備事業（以下「水産業共同利用施設復興促進整備事業」という。）を実施することを目的とする。

（交付先）

第3 交付金は、福島県又は市町村の長に対し、その申請に基づいて交付するものとする。

（交付対象事業）

第4 交付対象事業は、実施要綱第5の1に規定する基幹事業及び実施要綱第5の2に規定する効果促進事業等とする。

2 交付の対象経費及び基本国費率は、別表に掲げるとおりとする。

3 基幹事業の内容、基幹事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）及び基幹事業の実施要件は、別添に定めるものとする。

（交付額）

第5 農林水産大臣は、実施要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金につ

いて、次項の交付金の交付額の範囲内で、交付対象事業に要する費用を福島県又は市町村に交付するものとする。

- 2 年度ごとの交付金の交付額は、実施要綱第7により福島県又は市町村に通知された交付対象事業ごとの交付可能額を限度とし、次に掲げる式により算出した額とする。

$$\text{交付額} = A + B$$

(1)

$$A = \sum_{i=1}^l \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \times \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A : 当該年度における基幹事業の交付額の総額

A_i : 基幹事業 i の当該年度の交付対象事業費

α_i : 別表に定める基幹事業 i の基本国費率

a_i : 基幹事業 i の当該年度の交付対象事業費のうち国及び特定地方公共団体以外の者（民間事業者等）が負担する額

l : 基幹事業 i の事業数

(2)

$$B = \sum_{k=1}^n (B_k \times \beta)$$

B : 当該年度における効果促進事業等の交付額の総額

B_k : 効果促進事業等 k の当該年度の交付対象事業費

β : 効果促進事業等の基本国費率 (0.8)

n : 効果促進事業等の事業数

- 3 交付金の交付決定後、交付対象事業の進捗に遅れが生じた場合には、当該事業の実績額に基づき前項の規定により算出される額にかかわらず、交付決定を受けた額全てについて、当該事業に要する経費として充てることができるものとし、次年度以降の交付額の算定において調整するものとする。ただし、この場合においても、次年度以降の当該事業に要する費用に充てることができる額は、当該年度における交付対象事業の実績額を超えることはできない。
- 4 前項の規定による交付額の調整は、交付決定された額から交付対象事業の実績額に基づいて第2項の規定により算出される当該年度の交付額を控除した額を次年度以降の交付額から控除することにより行う。
- 5 福島県又は市町村が事業実施主体に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は交付をする交付対象事業においては、福島県又は当該市町村が当該事業実施主体に対して負担又は交付をする費用の額の範囲内の事業費に限り、第2項の規定を適用する。

(事前着手)

第6 福島県又は市町村は、実施要綱第11の3の(1)又は(2)の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第1号の交付決定前着手申請書を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、審査の上、交付決定前に事業着手する必要があると認めるときは、速やかに承認を行い、内閣総理大臣を経由して福島県又は市町村に通知するものとする。

(交付申請)

第7 交付金に係る適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第2号のとおりとし、福島県又は市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、実施要件の確認等に必要な関係書類を添えて、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知において指定された期日までに、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する関係書類は、別添に定めるものとする。

3 福島県又は市町村は、第1項に規定する書類を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付対象事業費に占める交付額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の通知)

第8 農林水産大臣は、第7の規定により福島県又は市町村から書類の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、これを内閣総理大臣を経由して福島県又は市町村に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第9 福島県又は市町村は、交付規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号の変更承認申請書に変更内容の確認等に必要な関係書類を添えて、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(変更の承認)

第10 農林水産大臣は、第9の規定により福島県又は市町村から書類の提出があったときは、審査の上、変更すべきと認めるときは速やかに変更の交付決定を行い、これを内

閣総理大臣を経由して福島県又は市町村に通知するものとする。

(軽微な変更)

第 11 交付規則第 3 条第 1 号イ又はロの規定により農林水産大臣が定める軽微な変更は、交付可能額の増加、事業実施主体の変更及び水産業共同利用施設復興促進整備事業計画に位置付けられていない交付対象事業の新設以外の変更とする。

(交付対象事業の中止又は廃止)

第 12 福島県又は市町村は、交付対象事業を中止又は廃止しようとする場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 第 1 項に基づく農林水産大臣の承認については、第 9 及び第 10 の規定を準用するものとする。

(事業遅延の届出)

第 13 福島県又は市町村は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、交付規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付対象事業の遂行が困難となった理由及び交付対象事業の遂行状況を記載した書類を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第 14 福島県又は市町村は、適正化法第 9 条第 1 項及び交付規則第 4 条の規定により申請を取り下げようとする場合には、交付決定の通知の日から起算して 15 日以内に取下げ理由を記載した書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第 15 農林水産大臣は、事業の円滑な執行を図る必要があると認めるときは、福島県又は市町村に対して適正化法第 12 条の規定により、交付対象事業の遂行状況報告を求めることができるものとする。福島県又は市町村は、報告を求められた場合は、速やかに別記様式第 4 号の遂行状況報告書を作成し、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

2 福島県又は市町村は、概算払請求を行う場合には、別記様式第 4 の 2 号による概算払請求書を作成し、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。なお、前項の規定にかかわらず、福島県又は市町村が水産業共同利用施設復興促進整備事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和 42 年 5 月 1 日付け蔵計第 946 号大蔵大臣通知）に係る報告を農林水産大臣に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

3 農林水産大臣は、第 1 項又は第 2 項の規定に基づき書類の提出を受けた事業計画の実施状況が低い水準に止まっている場合には、福島県又は市町村に対し、その理由を明らかにすることを求めるとともに改善の指導を行うものとする。

(実績報告)

- 第 16 福島県又は市町村は、交付対象事業を完了したときは、交付規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、その日から、1 ヶ月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、別記様式第 5 号による実績報告書を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 第 7 の 3 のただし書により交付の申請をした福島県又は市町村は、第 1 項の書類を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 7 の 3 のただし書により交付の申請をした福島県又は市町村は、第 1 項の書類を提出した後において、各事業実施主体による消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 6 号により速やかに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に報告しなければならない。
- 4 前項の規定による書類の提出後、農林水産大臣から返還命令を受けた福島県又は市町村は、その金額を返還しなければならない。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第 17 の 2 の確定のあった日の翌年の 6 月 30 日までに、別記様式第 6 号により、内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に報告しなければならない。

(額の確定)

- 第 17 農林水産大臣は、第 16 の 1 の規定による書類の提出を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、これを内閣総理大臣を経由して福島県又は市町村に通知するものとする。
- 2 農林水産大臣は、福島県又は市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から 20 日（福島県又は市町村が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期間により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内の納付がない場合は、農林水産大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 18 農林水産大臣は、第 12 の交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 8 の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することがで

きる。

- イ 福島県又は市町村が、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付規則、制度要綱、実施要綱、関連通知又はこの要綱の規定に基づく農林水産大臣の処分又は指示に違反した場合
 - ロ 福島県又は市町村が、この要綱に基づき交付した交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - ハ 福島県又は市町村が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - ニ 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
 - ホ 間接交付事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - ヘ 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農林水産大臣は、第1項イからハまでの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、返還に係る金額に対して、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じた加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第17の3の規定（括弧書を除く。）を準用するものとする。

（監督等）

第19 事業実施主体が福島県である場合にあつては国は福島県に対し、市町村が事業実施主体である場合にあつては国及び福島県は当該市町村に対し、福島県又は市町村が補助する者が事業実施主体である場合にあつては福島県又は市町村は当該事業実施主体に対し、それぞれ、その実施する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令の施行のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（財産の管理等）

第20 福島県又は市町村は、交付対象事業（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を国に納付させることがある。

3 福島県又は市町村は、取得財産等の処分により収入があったときは、別記様式第7号による財産処分報告書を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

- 4 第3項の規定による書類の提出後、農林水産大臣から返還命令を受けた福島県又は市町村は、その金額を納付しなければならない。
- 5 前項の交付金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、農林水産大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第21 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 福島県又は市町村は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(交付金の経理)

- 第22 福島県又は市町村は、交付金についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 福島県又は市町村は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 福島県又は市町村は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、第1項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

- 第23 福島県又は市町村は、交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(談合等不正行為の防止)

- 第24 事業実施主体は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）第45条の2（A）を例として、復興促進整備事業に係る工事等の請負契約及び委託施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、水産業共同利用施設復興促進整備事業に係る工事等において、刑

法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成19年11月20日付け19経第1245号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて、速やかに必要な手続等を行うものとする。

- 3 地方公共団体以外の事業実施主体は、水産業共同利用施設復興促進整備事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、水産業共同利用施設復興促進整備事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 4 事業実施主体は、契約をしようとする場合には、別記様式第10号による指名停止等に関する申立書の提出を当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加するための条件とするなどして、談合等の不正行為に関与した者を競争入札等に参加させないものとする。
- 5 事業実施主体は、水産業共同利用施設復興促進整備事業に係る工事等の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第11号による事業実施年度（複数年の場合には初年度）の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出等を求め、関与が認められる場合には、当該者を競争入札等に参加させないことができる。
- 6 事業実施主体は、入札事務等の委託に当たっては、委託先から別記様式第12号による漏洩防止措置に係る申立書の提出等を求め、秘密情報の漏洩防止措置（工事等の積算価格等の秘密情報を指定するとともに、その管理方法を定める内規を整備すること、関係職員に対して、秘密情報の管理方法等に関する研修を実施することなど）が適切に講じられているか確認するものとする。

（間接交付金交付の際付すべき条件等）

第25 福島県又は市町村は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第6、第7、第9、第11から第22及び第24の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- （1）適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- （2）間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、福島県又は市町村の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により

福島県又は市町村による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による福島県又は市町村の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付事業者へ納付させることがあること。

(4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。

2 福島県又は市町村は、地方公共団体以外の間接交付事業者へ交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 福島県又は市町村は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 福島県又は市町村は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第8による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に農林水産大臣の承認を受けたものとする。

5 福島県又は市町村は、第1項第3号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 福島県又は市町村は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付け5水港第2467号）
この通知は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4の2関係）

事業区分	経費	基本国費率
水産業共同利用施設復興促進整備事業	1 事業費 制度要綱に基づいて行う事業に要する経費 2 附帯事務費 都道府県又は市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務等に要する経費	1/2以内

別記様式第1号（第6関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）
交付決定前着手申請書

令和 年 月 日付け _____ で交付可能額通知を受けた福島県（ _____ 市（町村））
水産業共同利用施設復興促進整備事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了
承の上、交付金交付決定前に着手したいので申請します。

記

- 1 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 当該年度の事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

（注）実施要綱第11の3の（2）の規定に基づく交付可能額通知前の申請の場合は、
下線部を削除する。

別記条件

福島県又は市町村は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該水産業共同利用施設復興促進整備事業に着手するものとする。

別記様式第2号（第7関係）

令和 年度福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）
（農林水産省）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱（農林水産省）第7の規定に基づき、 円
の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
 - 2 事業費及び経費内訳（様式1-1）
 - 3 水産業共同利用施設復興促進整備事業（各年度）（様式1-2）
 - 4 水産業共同利用施設復興促進整備事業個票（様式1-3）
 - 5 水産業共同利用施設復興促進整備事業（当該年度）（様式1-4）
 - 6 水産業共同利用施設復興促進整備事業工程表（様式1-5）
 - 7 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
 - 8 添付書類
- ※ 別添に定めるとおりとする。

(様式 1 - 1)

事業費及び経費内訳

(単位：円)

事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	本 年 度 事 業 費 (A)+(B)+(C)+(D)	経 費 内 訳				備 考 (注3)
				交付額 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
合 計								

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(基幹事業ごとの通し番号)」となるように記載する。

(注2)「事業名」は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「備考」は、年度間調整を行った場合には、その旨を記載する。

(注4)変更の場合は、変更前を上段()書き、変更後を下段に記載すること。

(様式1-2)

市(町村) 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画 水産業共同利用施設復興促進整備事業

令和 年 月 時点
(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	総交付対象 事業費 (注3)	うち、福島県又 は避難指示・解 除区域市町村 等以外の者が 負担する額を減 じた額	各年度の交付対象事業費 (注4)							全体事業費 (注5)	全体事業 期間	備 考(注6)
									令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
1	- - -						(0) <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~	
2	- - -						(0) <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~	
3	- - -						(0) <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~	
4	- - -						(0) <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~	
5	- - -						(0) <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~	
6	- - -						(0) <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~	
7	- - -						(0) <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~	
8	- - -						(0) <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~	
9	- - -						(0) <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~	
10	- - -						(0) <0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	~	
合 計							(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	
							(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>		
							(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>		
							(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>		
							(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>		
							(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>	(0) <0>		

県名	担当部局名(注7)	担当者氏名(注7)
市町村名(注7)	電話番号(注7)	メールアドレス(注7)
地方公共団体の組合名(注7)		

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注3、4)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注4)各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1-4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。
(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。
(注7)共同で作成する場合には、「担当者氏名」等は共同で作成する福島県又は避難指示・解除区域市町村等の担当者を並べて記載する。

(様式 1-3)

福島県 (市 (町村)) 水産業共同利用施設復興促進整備事業計画 水産業共同利用施設復興促進整備事業個票

令和 年 月 時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.		事業名		事業番号	
交付団体			事業実施主体 (直接/間接)		
総交付対象事業費		(千円)	全体事業費		(千円)
水産業共同利用施設復興促進整備事業に関する目標					
事業概要					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<令和 年度>					
<令和 年度>					
地域の水産業共同利用施設復興促進整備事業との関係					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-4)

市(町村)水産業共同利用施設復興促進整備事業計画 令和 年度 水産業共同利用施設復興促進整備事業

省庁名: 省

令和 年 月 日 時点

※本様式は農林水産大臣が交付する事業等ごとに作成してください。

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・ 解除区域市町村等以外 の者が負担する額を減 じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
											<0>		
											<0>		
											<0>		
											<0>		
											<0>		
											<0>		
							合計額	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

県名	担当部局名	担当者氏名
市町村名	電話番号	メールアドレス
地方公共団体の組合名		

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「基本国費率」は、農林水産大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(水産業共同利用施設復興促進整備事業)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
(注4、5)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(水産業共同利用施設復興促進整備事業)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。
(注6)農林水産大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

(様式1-5)

福島県(市(町村))水産業共同利用施設復興促進整備事業計画 水産業共同利用施設復興促進整備事業工程表(令和 年度)

令和 年 月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	No.	事業番号	事業名				事業実施主体	備考
			平成 年度					
項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期				
法定手続き・許認可等								
地域等の合意形成								
調査・測量・設計								
用地買収								
工事								
その他(議会等)								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)当該年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

別記様式第3号（第9関係）

令和 年度福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）
（農林水産省）変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、
事業費及び経費内訳等を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので福島
再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱（農林水産省）第9
の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更理由
- 2 事業費及び経費内訳（様式1-1）
- 3 水産業共同利用施設復興促進整備事業（各年度）（様式1-2）
- 4 水産業共同利用施設復興促進整備事業個票（様式1-3）
- 5 水産業共同利用施設復興促進整備事業（当該年度）（様式1-4）
- 6 水産業共同利用施設復興促進整備事業工程表（様式1-5）
- 7 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 8 添付書類

（注）記の2から6までの書類については、別記様式第2号に準じ、変更前後がわかる
ように記載すること。

なお、変更がない書類は省略すること。

別記様式第4号（第15の1関係）

令和 年度福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）
（農林水産省）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、
福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱（農林水産省）
第15の1の規定により、その遂行状況を報告する。

記

- 1 事業遂行状況（様式2）
- 2 事業着手 令和 年 月 日
- 3 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(様式2)

事業遂行状況

令和 年 月 日現在

事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	計 画		遂行状況 (完了したもの)		進捗率 (B) / (A) %	備 考
			事業費 (A) 円	交付額 円	事業費 (B) 円	交付額 円		
合 計								

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(基幹事業ごとの通し番号)」となるように記載する。

(注2)「事業名」は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

別記様式第4の2号（第15の2関係）

令和 年度福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）（農林水産省）の概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官 水産庁長官 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱（農林水産省）第15の2の規定により、令和 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。
また、併せて、金 円を概算払によって交付されたく申請します。

記

<例>

令和 年 月 日現在

区 分	事業費	国費 (A)	国費中 9割相当額	既受額額 (B)		遂行状 況報告	今回請求額 (C)		残 額 (A) - {(B) + (C)}		事 業 完 了 予 定 年 月 日	備 考
				金 額	出来高	第 四 半 期 末 の 出 来 高	金 額	月 日 迄予定 出来高	金 額	令和 年 月 日迄 予定出来 高		
	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計	0	0	0	0			0		0			

- (注) 1. 本請求書の最終請求時のみ、備考欄に不用見込額及び繰越見込額を記載すること。
2. 本請求書は、円単位で記載すること。
3. 今回請求額は遂行状況報告欄の出来高以内とすること。

別記様式第5号（第16の1関係）

令和 年度福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）
（農林水産省）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、
交付決定通知の内容に従い実施したので、福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱（農林水産省）第16の1の規定により、その実績を報告する。
また、併せて精算額として 円の交付を請求する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業費及び経費内訳等（様式3、様式4）
- 3 地区別検査調書等（様式5）
- 4 事業の完了年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、
帳簿の写し又は交付金調書の写しのいずれかを添付すること。

（注）間接交付金事業者に交付金を交付している場合にあつては、様式3及び様式4の
備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。

(様式4)

国庫補助金精算

(単位：円)

事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	本年度 交付決定額	本年度 精算事業費	精算交付額 (A)	概算払 受領額 (B)	差引交付額 未受領(返還)額 (A)-(B)	備考
合 計								

(注1) 「事業番号」は、基幹事業については、「(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(基幹事業ごとの通し番号)」となるように記載する。

(注2) 「事業名」は、実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(様式5)

1 地区別検査調書

地区名 施設名	事業実施 主体	実績報告 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

2 残材料調書

地区名 施設名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考

別記様式第6号（第16の4関係）

令和 年度福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）
（農林水産省）の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、
福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱（農林水産省）
第16の4の規定により、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金（又は交付金）の額の確定額
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した
仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した
仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

農林水産大臣 殿

福島県又は市町村の名称及びその長の氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）
（農林水産省）に係る財産処分報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のあった事業により
取得（又は効用の増加）した財産の処分により収入があったので、福島再生加速化
交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱（農林水産省）第20の
3の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 処分の対象財産

- (1) 事業実施主体
- (2) 財産の名称、事業番号、事業名、所在、型式、数量
- (3) 事業費、交付額、交付率
- (4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
- (5) 現況図面又は写真（添付）

2 処分区分、処分理由及び今後の利用方法

- (1) 処分区分
- (2) 処分理由
- (3) 今後の利用方法

3 収入金額 金 円

4 添付資料

※ 収入金額の根拠となる書類等を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

_____市

地区名		地区			事業実施年度		令和 年度		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区分	事 業 の 内 容					工 期		総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日		交付金	都道府 県費	市町村 費	その他						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号（第23関係）

令和 年度
農林水産省所管

福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）（農林水産省）調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考	
事業名	交付決定 の額	交付率 (※)	歳 入			歳 出								
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額		
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	

(注) 交付対象事業費に占める交付額の割合

別記様式第 10 号（第 24 の 4 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 11 号（第 24 の 5 関係）

不当事項として指摘された工事等への関係の有無及び経緯に係る申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、過去 1 年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していた場合は、以下の内容を記載すること。

- ①会計検査院の指摘事項の概要
- ②当該工事等における当社の役割について

別記様式第 12 号（第 24 の 6 関係）

漏洩防止措置に係る申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿の委託する入札事務等に当たって、社内において以下の秘密情報の漏洩防止措置を講じていることを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

秘密情報の漏洩防止措置

- ・ ○○○
- ・ ○○○
- ・ ○○○

（注）秘密情報の漏洩防止措置の具体的な内容を記載すること。

なお、漏洩防止措置の内規等があればそれを添付することでも可とする。

別添 水産業共同利用施設復興促進整備事業

第1 趣旨

福島県の漁業は、東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原子力災害」という。）の影響により、長らく出荷制限が続き、震災前の状況より大きく低迷しているところである。

このため、本格的な水産業の復興に向け、原子力災害の影響を受けている地域において実施する水産業共同利用施設等の整備を支援するものである。

第2 事業の内容等

本事業に係る事項は下記に定めるほか、別紙及び別表に掲げるとおりとする。

1 事業内容

- (1) 水産加工流通施設の衛生機能の高度化等を図る施設の整備
- (2) 種苗生産機能の効率化・高度化等を図る施設の整備

2 事業の実施

(1) 福島県、市町村

1の(1)及び(2)の中から適切な事業を選び、事業を実施するものとする。

(2) 民間団体

- ① 市町村（福島県が実施する場合は福島県に読み替える。以下同じ。）は、自ら策定する復興計画等に基づいて事業を実施するものとする。当該事業に参加する者（以下「実施主体」という。）の選定に当たっては、市町村長（福島県が実施する場合は福島県知事に読み替える。以下同じ。）が定めるところにより、事業の計画を作成、提出させ、その事業の計画が市町村が実施するものとして適当であるかどうか審査の上、選定するものとする。
- ② 市町村は、①に基づき、実施主体を選定した後は、直ちに選定の審査結果及び実施主体を水産庁長官まで報告するものとする。

3 事業計画の策定及び審査

- (1) 交付金の交付を受けようとする市町村は、別記様式第1号により、被災状況、事業費、本交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業計画を策定するものとする。
- (2) 事業実施主体は、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分検討するものとする。
- (3) 国は、事業計画の審査に当たって、実施要件を満たしているかどうか、事業内容が妥当であるかどうか、及びその実施により地域の水産業の復興に資するものかどうかを審査し、適切であると認める場合には、交付金を交付するものとする。

4 事業計画の変更

- (1) 交付金の交付を受けた市町村は、以下に定めるところにより、事業計画の変更ができるものとする。
 - ① 基本国費率の範囲内で、事業計画における交付金の配分を変更することができるものとする。
 - ② ①の場合においては、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要しない。
 - ③ 次に定める場合は、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要するものとする。
 - ア 事業の追加、大幅な変更又は廃止をする場合
 - イ 実施地区又は実施主体を変更する場合
- (2) (1)の③による協議は別記様式第2号により行うものとする。

(別紙)

1 採択基準

- (1) 原子力災害の影響を受けている地域において実施する水産業共同利用施設の整備であること。
- (2) 費用便益分析 (B/C) が 1 以上であること。(ただし、2 の (5) に定める施設については除くものとする。)

2 実施基準

(1) 一般的基準

ア 受益対象

沿岸漁業者及び水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現に寄与する者を受益対象とする。

イ 受益数

原則として 5 以上であること。

ウ 施設の規模等

建物本体の建設については、当該市町村において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準（平成 15 年 3 月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定）及び都道府県、民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画する。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努める。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上、計画するものとする。

エ 交付の対象とする施設の耐用年数

交付の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が 5 年以上のものとする。

オ 中古品・古材の利用

所要の耐用年数、性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

カ 交付の対象とならない施設

目的外使用のおそれがある施設の整備、漁業活動に直接関わる漁船や漁具、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費（附帯事業に必要なものを除く。）等の経費は、交付の対象としない。また、漁業管理又は資源回復の取組を阻害するおそれのある施設（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合等）は交付の対象としない。

キ 木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。

ク 事業実施完了後の適切な管理運営

市町村は、厳正適格な実施を期するとともに、本目的が十分に達成されるよう事業実施完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

ケ 事業実施主体の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施主体が行おうとする事業については、交付対象としない。

(2) 施設の合体の取扱い

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は2以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、2以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

(3) 附帯施設

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。

(4) 事業の指導監督

事業の実施に当たり、市町村は、実施主体に対し適正な指導監督を行うものとする。

(5) 費用便益分析に関する特別の扱い

「水産廃棄物等処理施設」、「密漁等監視施設」、「種苗生産施設（さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの）」、「種苗生産施設（さけ・ます資源の増大を目的としたもの）」及び「種苗生産施設（内水面資源の増大を目的としたもの）」については、 $B/C = 1$ とみなすことができる。

3 助成

(1) 国は、予算の範囲内において、事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する市町村の経費について、事業費の1.0%を上限とし、その2分の1以内に相当する金額を交付する。

(2) 第2の2の(2)に基づき選定した実施主体に対する交付額は、市町村が当該交付金の国費の額の4分の3の額を加えた額とする。

別表

事業の内容	具体的内容	実施要件	事業実施主体
1. 水産加工流通施設の衛生機能の高度化等を図る施設の整備			①福島県 ②市町村 ③水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条で定めるものをいう。以下同じ。） ④水産加工業又は水産流通業その他の水産業の発展を目的とする団体又は法人（上記①から③まで又は漁業者、水産加工業者又は水産流通業者（5名以上）が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。）
①荷さばき施設	漁獲物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）		
②鮮度保持施設	製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設		
③作業保管施設	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設		
④加工処理施設	漁獲物の加工処理施設		
⑤海水処理施設	漁業生産関連作業に使用する海水の殺菌処理等の施設		
⑥蓄養施設	漁獲物を出荷調整等のため一時的に飼育する施設		
⑦漁船保全修理施設	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設		
⑧水産作業等軽労化機能整備	負担軽減のためのクレーン整備、機器整備		
⑨水産廃棄物等処理施設	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設		
⑩密漁等監視施設	監視カメラ装置、監視所等により構成される施設		
⑪オイルフェンス等保管施設	オイルフェンス、水域管理に必要な設備及びこれらの保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの		
⑫上記の附帯施設			
⑬その他水産庁長官が特に認めるもの			
2. 種苗生産機能の効率化・高度化等を図る施設の整備			①福島県 ②市町村 ③水産業協同組合 ④人工ふ化放流事業を行う団体（法人ではない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものに限る。）
①種苗生産施設（さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの）	魚介類をふ化、育成する施設（さけ・ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの）		
②種苗生産等施設（さけ・ます資源の増大を目的としたもの）	・捕獲、蓄養、採卵施設（魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池、採卵室を含む。） ・ふ化施設（検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池壁面整備を含		

	<p>む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼育管理施設（管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池壁面整備を含む。) ・給排水施設（導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。) ・自動給餌・自動池掃除施設（水流式、ブラシ式等) ・環境負荷低減施設（稚魚の飼育により生じる残餌、糞等を処理するための排水処理施設、残滓処理施設、沈殿池を含む。) ・海中飼育施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。) ・取水堰堤等の河川を横断している構造物に設けるさけ・ます類が上流へ遡るための通り道（魚道) ・魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等) 	
③種苗生産施設（内水面資源の増大を目的としたもの)	地先資源の増大を目的として内水面資源をふ化、育成し、放流等に適したサイズまで育成するための施設	内水面漁業に係るものに限る。
④上記の附帯施設		
⑤その他水産庁長官が特に認めるもの		

別記様式第1号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

市町村長 氏名

事業計画の提出

福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱（農林水産省）別添（水産業共同利用施設復興促進整備事業）の第2の3の（1）の規定に基づき、事業計画について、別紙のとおり提出する。

記

※別紙とは、福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱（農林水産省）別添（水産業共同利用施設復興促進整備事業）第2の3の（1）に基づき作成する事業計画（別記様式第1号の1）

別記様式第1号の1

水産業共同利用施設復興促進整備事業計画

県・市町村

1. 事業実施計画

番号	施設名	事業量 (規模・能力)	事業費 (千円)	被災状況	事業実施主体及び所在地	必要性

2. 事業の内訳

番号	施設名	補助率	事業費 (千円)	事業費国費 (千円)	積算内訳

※番号は、事業主体毎に振り付け、1と2の関係がわかるようにする。

3. 添付資料

- (1) 整備しようとする施設の資料（能力、仕様、設置場所等を示したもの。）
- (2) 管理規程
- (3) 費用便益分析（B/C）が1以上との要件のある施設については別記様式第1号の2の費用・便益分析計算書を添付すること。
- (4) 魚類・貝類の放流用種苗生産施設の整備については、県等と連携・協力して効率的・効果的な共同種苗生産体制の推進が図られていることを示すことが確認できる資料を添付すること。（覚書、協定書）
- (5) その他水産庁長官が必要と認めた資料

費用・便益分析計算書

1 区分名、事業実施主体等

区分・施設名	〇〇関係 〇〇施設		
事業実施主体			
管理主体			
事業年度	〇〇年度		
市町村名 地区名	〇〇市 〇〇地区	施設の 所在地 (予定)	〇県〇市〇町1-2-1 〇〇漁港用地内

2 経済効果指標

社会的割引率	4.0%	投資期間	令和 年
現在価値化の基準年	令和 年	総合耐用年数	
貨幣化による分析結果			
貨幣化した 効果項目			
総便益額 B	円 (割引率を 4.0%として事業費を現在価値化)		
総費用額 C	円 (割引率を 4.0%として事業費を現在価値化)		
費用便益比率	$(B / C) =$		
事業の定量的・定性的効果 (貨幣化が困難な効果)			

別記様式第1号の3

事業年度		地区名		実施主体	
当該地区の被災状況					
事業内容	<p>■整備内容</p>			<p>■事業実施の必要性</p> <p>(本事業による整備が当該漁港機能回復に必要となる理由を記載すること)</p>	
	<p>■漁港利用状況の回復内容</p> <p>(本事業により漁港の利用状況をどの程度回復させるのか具体的状況を記載すること)</p> <p>※例えば、「当該施設整備により漁船の受け入れ規模を〇〇隻にする」等、具体的にどのように見直すのかについて、整備前後の状況を比較して記載する。</p>				

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

市町村長 氏名

事業計画変更協議書

令和 年 月 日付け 第 号をもって提出した事業計画を下記の理由により変更したいので、福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）交付要綱（農林水産省）別添（水産業共同利用施設復興促進整備事業）の第2の4の（2）の規定に基づき、協議する。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

（注）変更前と変更後とを容易に比較対照できるように、別記様式第1号の1水産業共同利用施設復興促進整備事業計画の様式に準じて作成した変更事業計画を添付すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

別添－1 水産業共同利用施設復興促進整備事業に係る取扱い

第1 実施手続等

1 事業の整備の施行

事業の整備は、直営施行、請負施行又は委託施行によって実施するものとし、個々の施設整備については、一つの施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、工種又は施設等の区分を明確にして二つ以上の施行方法により施行することができる。また、施行方法ごとに、次の事項に留意すること。

(1) 直営施行（実施主体において実施設計書に基づき、直接、材料の購入、人夫の使役等を行い所定の期間内に対象施設の整備を実施することをいう。）

ア 現場の主任等を選任し、工事の適正な遂行を図ること。

イ 選任した現場主任等に、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、使役人夫の出面の確認等を行わせるほか、主要工事及び埋没又は隠ぺいにより明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

(2) 請負施行（実施主体において、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完成させることをいう。）

請負入札、工事施行の指導監督及び検査等は、次により適正を期すること。

ア 請負方法

(ア) 工事の請負は、原則として、競争入札に付して行うこと。

(イ) 競争入札の結果、予定制限価格に達せず落札しない場合等においては、随意契約によって行うことができる。

(ウ) 入札に当たっては、「農業協同組合等が補助事業で実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和53年4月12日付け53経第639号農林事務次官依命通知）、「漁業協同組合等が補助事業により実施する漁業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和57年12月3日付け57水漁第4760号水産庁長官通知）及び「漁業協同組合等が補助事業により実施する施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制の取り扱いについて」（昭和62年11月2日付け62水漁第4139号水産庁長官通知）に基づく指導に従うこと。

イ 工事の指導監督

(ア) 契約と同時に、請負人に工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせ、工事に関する一切の事項を処理させること。

(イ) 自己に代わって工事の指示監督に当たる現場監督員等を選任し、請負契約書、仕様書及び図面に定められた事項について、工程表のとおり工事の施行がなされるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋没又は隠ぺいにより明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

ウ 工事の検査及び引渡し

(ア) 工事を完了したときは、請負人に工事完了届を提出させ、契約書に定めら

れた期間内（検査期日の定めがない場合は、施設等の工事完了後 14 日以内。）に竣工検査を行い、施設等の引渡しを受けること。

（イ）竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度竣工検査を行った後、引渡しを受けること。

（ウ）竣工検査に合格した工事については、請負人に工事引取書を交付すること。

（3）委託施行（実施主体において工事の委託先を定め、工事受託人に実施設計書に基づき所定の委託金額をもって所定の期間内に工事を完成させ、工事に要した経費の明細書の提出を受けて工事費の精算を行うことをいう。）

ア 対象施設の整備を委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの原因を明確にすること。

イ 委託施行に係る工事の指導監督並びに検査及び引渡しは、請負施工に準じて適正に行うこと。

2 実施主体に係る実施手続

対象施設の整備の実施又は完了に当たり、市町村以外が実施主体の場合は次の手続を行うこと。

（1）着工届

工事に着手したとき又は機械器具等を購入したときは、速やかにその旨を補助金の交付を受けた市町村に文書で届け出ること。

（2）竣工届

工事が完了したときは、速やかにその旨を補助金の交付を受けた市町村に届け出ること。

（3）その他関係法規による手続

対象施設の整備の実施又は完了に当たり、建築基準法に基づく使用承認等の法令に基づく許認可等の取得又は届出を必要とするときは、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うこと。

3 関係書類等の整備

対象施設の整備実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存すること。

（1）予算関係書類

ア 対象施設の整備実施に係る総会等の議事録

イ 予算書及び決算書

ウ 分担金（負担金）賦課明細書

エ その他

（2）工事施行関係書類

（直営の場合）

ア 工事材料検収簿及び同受払簿

イ 貸金台帳及び労務者出面簿

ウ 工事日誌及び現場写真

エ その他

（請負の場合）

ア 入札てん末書類

イ 請負契約書

ウ 工事完了届及び現場写真

エ その他

(委託の場合)

ア 委託契約書

イ 工事完了届及び現場写真

ウ その他

(3) 経理関係書類

ア 金銭出納簿

イ 分担金(負担金)徴収台帳

ウ 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用書等)

エ その他

(4) 往復文書

補助金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書、指令書及び設計書類等

(5) 施設管理関係書類

ア 財産管理台帳

イ 管理規程又は利用規程

ウ その他

4 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理すること。

(1) 対象施設の整備の実施に係る経理は、独立の帳簿を備える等の方法により、他の経理と区分すること。

なお、補助の対象とならない事業費を含む全事業費を一括して経理する場合は、経理上、補助対象事業費と補助の対象とならない事業費とを明確に区分すること。

(2) 分担金(負担金)等の徴収に当たっては、分担金(負担金)徴収の根拠法令のあるものはもとより、任意組合等の根拠法令等のないものの場合にも、令書を発行する等の方法により、個人別分担(負担)を明確にするとともに、徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

(3) 事業費の支払いは、請負人からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度、領収書を受領しておくこと。

(4) 金銭の出納は、金銭出納簿を設けて行い、必要に応じ漁業協同組合等金融機関の預金口座等を設けておくこと。

(5) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

第2 監督等

補助金の交付を受けた市町村は、工事の途中において、適宜、施設及び帳簿等について中間検査を行うとともに、第1の2の(2)の規定に基づき実施主体の長より届出があったときは、速やかに竣工検査を行うものとする。

第3 補助対象事業費の取扱いについて

補助対象事業費の取扱いについては、1から5までのとおりとする。

1 市町村附帯事務費

交付の対象は、市町村が本事業に係る事業計画の策定及びメニューの実施に係る指導監督を行うのに要する別表1に掲げる経費及び消費税等相当額とする。

2 補助対象事業費の内容及び構成

補助対象事業費の内容は、次のとおりとする。

(1) 海上土木工事（以下「海上工事」という。）

工事費（支給品費を含む。以下同じ。）、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表2-1を参照）

(2) 陸上建設工事（以下「建設工事」という。）

工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。以下同じ。）、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表2-2を参照）

(3) 機械器具のみの購入（以下「機械器具購入」という。）

機械器具購入費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表2-3を参照）

3 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

(1) 海上工事

ア 海上工事の積算については、工事費、工事雑費及び消費税相当額に区分して積算するものとする。

イ 補助対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

工事費は、当該事業の施行に必要な直接的経費とし、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、工事費については本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費に、それぞれ区分して積算するものとする。

a 本工事費

当該事業の目的物の建設等に直接必要な経費とする。

b 附帯工事費

本工事の施工に必要な他の施設又は設備の工事に要する経費とする。

c 測量及び試験費

当該事業の施行に必要な測量、調査、試験、観測、設計、工事監督、検査及び機雷等の危険物探査等の委託又は請負に要する経費並びに前記業務を実施主体が直接行う場合に必要日々雇用の単純労働に従事する者に対する人夫賃等とする。なお、当該年度の工事に関連して必要とされる翌年度に係るものも含むものとする。

d 用地及び補償費

工事の施工に伴う損失等に対する補償に要する経費（補償金に代えて当該事業者等が直接施工する補償工事に要する経費も含む。）とし、土地等の取得に要する経費は含まないものとする。

e 船舶及び機械器具費

当該事業の施行に直接必要な船舶、機械器具等であって当該事業者等が所

有又は占有するものの購入、借上、運搬、据付、撤去、製作及び修理に要する経費とする。

f 営繕費

当該事業の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫及び仮設宿舍等の建物であって当該事業者等の所有又は占有となるものの新築、補修、移転又は借上に要する経費並びにこれらの建物に係る土地の借上等に要する経費とする。

(イ) 工事雑費

工事雑費は、実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表4に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に応じて積算するものとする。この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が地方公共団体と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(2) 建設工事

ア 建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額に区分して積算するものとする。また、乾燥機、冷蔵庫等を建設工事と分離して製造請負施行又は直接購入する場合は、製造請負工事費又は機械器具として建設工事費と分離して、積算するものとする。

イ 補助対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

a 積算方法

工事費は、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの対象施設の整備実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、建設工事費については直接工事費、共通仮設費及び諸経費に、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費については本機、付属作業機械等に、それぞれ区分して積算するものとする。

この場合において、製造請負工事費及び機械器具費については、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

b 支給品費

(a) 支給品費は、請負施行又は委託施行において、実施主体が請負人等に原則として無償で支給する工事材料に係る費用とし、請負施行等に係る工事費と分離して積算するものとする。

(b) 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な費用を加えた額とする。

(c) 工事材料について支給を行う場合は、当該工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として当該工事材料を支給品費として積算するものとする。

c 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要な費用であって、別表3に掲げるものとし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

d 諸経費

(a) 諸経費は、請負施行における請負人又は委託施行における受託人が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費等とする。ただし、共通仮設費に算入するものを除く。）及び一般管理費等（本店、支店等における営業上の諸費用及び利益）とする。

(b) 諸経費の積算は、原則として現場経費、一般管理費等に区分して行うものとし、それぞれの直接工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率）以内とする。

(イ) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用）及び設計費（設計に必要な費用）とし、当該実施設計を委託する場合に限り交付の対象とするものとする。なお、実施設計と併せて工事の管理を建築士事務所等に委託する場合には、当該管理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 工事雑費

工事雑費は、実施主体が対象施設の整備の施行に伴い、直接必要とする別表4に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、対象施設の整備の施行態様に応じて積算するものとする。この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が地方公共団体と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(3) 機械器具購入

機械器具購入費については本機購入費、付属機械器具購入費、事業雑費にそれぞれ区分して積算するものとする。この場合、原則として見積の比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

4 工事費及び機械器具購入費の各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税相当分を含まないものとする。

5 消費税等相当額は、請負施行及び委託施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては消費税の税率を乗じて得た額、附帯事務費、附帯事業費、工事雑費、直営施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては各費目ごとに算定した額とする。

第4 施設等の管理の方針

実施主体は、補助金事業又は間接補助金事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（施設並びに取得価格50万円以上の機械及び器具をいう。以下同じ。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改良等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

第5 施設等の管理

1 施設等の管理は、原則として実施主体が行うものとする。

2 実施主体が直接管理を行うことができないときは、その管理を当該施設等により直接受益する漁業協同組合等の団体であつて、原則として当該対象施設の整備の実施主体となりうるものに委託して行うことができる。

- 3 この場合、実施主体の長は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、所在、移管の年月日、管理方法及び管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を結ぶものとする。
- 4 実施主体が地方公共団体であり直接管理を行うことができないときは、地方公共団体の長は、法人その他の団体であつて地方公共団体の長が指定するものに管理を行わせることができる。
- 5 前項の規定による管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は、地方公共団体の長が定める。

第6 管理の方法

- 1 管理主体の長は、その管理する施設等について、所定の手続により管理規程又は利用規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、施設等の永続的活用を図りうるよう施設等の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。
- 2 管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - (1) 目的
 - (2) 施設等の種類、名称、構造、規模、型式、数量
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 管理責任者
 - (5) 利用者の範囲
 - (6) 利用方法に関する事項
 - (7) 利用料に関する事項
 - (8) 施設等の保全に関する事項
 - (9) 施設等の償却に関する事項
 - (10) 施設等の管理運営の収支計画に関する事項
- 3 管理主体の長は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

第7 施設等の処分等について

- 1 補助金の交付を受けた市町村は、実施主体が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等を当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に本来の用途若しくは目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金の交付を受けた市町村の承認を受けさせるものとする。
- 2 補助金の交付を受けた市町村は、実施主体の長から1の申請があり、その申請の内容を承認する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 3 補助金の交付を受けた市町村は、実施主体に対して別表5左欄に掲げる施設等に係る

補助金を交付するに当たっては、適正化法施行令第 13 条に定める財産に該当する施設等に準じて、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 実施主体は、補助金事業により整備した別表 5 左欄の施設等については、同表右欄の用途変更等制限期間内は、施設等の管理台帳（様式については、補助金交付決定通知書に付される財産管理台帳に準じる。）及びその他の関係書類を整備保管すること。
 - (2) 実施主体は、補助金事業により整備した別表 5 左欄の施設等については、対象施設の整備実施完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。
 - (3) 実施主体が補助金の交付を受けた市町村長の承認を得て施設等を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を補助金の交付を受けた市町村に納付させることがあること。
- 4 上記以外の増改築等に伴う手続きについては、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付を受けた市町村は、実施主体が施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築、模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、補助金の交付を受けた道県へ届け出させるものとする。
 - (2) 補助金の交付を受けた市町村は、毎年度の（1）の届出の状況を別記様式第 1 号によりとりまとめ、翌年度の 6 月末日までに水産庁長官に報告するものとする。

第 8 災害の報告

補助金の交付を受けた市町村は、あらかじめ実施主体又は管理主体に対し、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が 30 万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況をとりまとめ補助金の交付を受けた市町村に報告するよう指導するとともに、当該報告を実施主体又は管理主体から受けたときは、施設等の被災状況を調査確認し、調査の概要及びそれに対する意見並びに被災写真等を付して、別記様式第 2 号により水産庁長官に報告するものとする。

第 9 指導監督

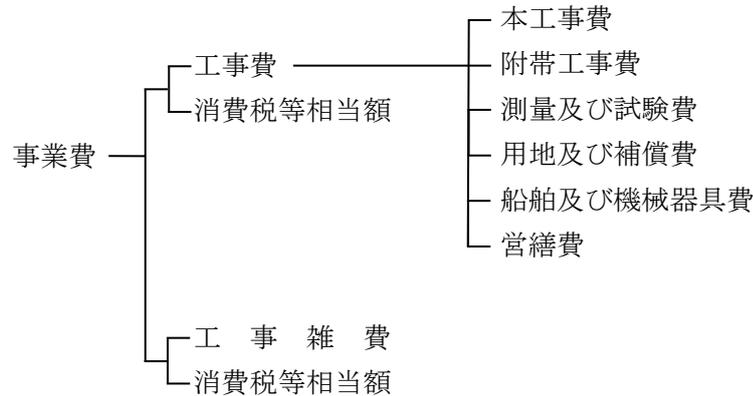
- 1 補助金の交付を受けた市町村は、管理主体の長が樹立する施設等の運営のための事業計画の樹立及びその実施について、適切な助言指導を行うものとする。
- 2 補助金の交付を受けた市町村は、施設等の管理運営状況をは握し、施設等が補助の目的に従って適正かつ効率的に運営されるよう、適時に実地調査等を行い、適切な指導を行うものとする。
- 3 補助金の交付を受けた市町村は、実施主体又は管理主体の長が関係書類の整備、施設等の管理及び処分等に適切な措置を講じるよう十分指導監督するものとする。

別表1 附帯事務費

区 分	細 目
職 員 給 与	主事、技師、主事補、技師補等定数職員に対する俸給
職 員 手 当	扶養手当、調整手当、諸手当（寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、遠隔地手当）、住居手当、特別手当（期末手当、勤勉手当）、超過勤務手当、児童手当
共 済 費	共済組合負担金、公務災害補償費、社会保険料
報 酬 等	非常勤職員に対する報酬、給与、諸手当等
謝 金	
旅 費	
需 用 費	消耗品費（事務用品、封筒、帳簿、伝票、文房具、その他長期使用に適さないものの代価）、燃料費（庁用、事業用、自動車用、船舶用等の燃料の代価）、印刷製本費（図書、図面、けい紙、パンフレット等の印刷）、会議費（会場借料、茶菓、弁当等の代価）、光熱水料（電気、水道、ガス料金）、新聞雑誌購読料、修繕料（自動車、機械器具、工作物等）
役 務 費	通信費（郵便、電信、電話料）、運賃（荷作費、運賃）、近距離の乗船乗車回数券、有料道路、フェリーボート通行券等
使用料及び賃借料	駐車料、土地建物、会場、自動車、船舶、機械等の借料及び損料
備 品 購 入 費	事務用備品、（机、椅子、ロッカー、書棚、計算器、焼付器等）、図書（新聞、雑誌、パンフレット類を除く。）、測量、試験、研究、実験用の器具機械類
委 託 費	調査等の業務を委託する経費

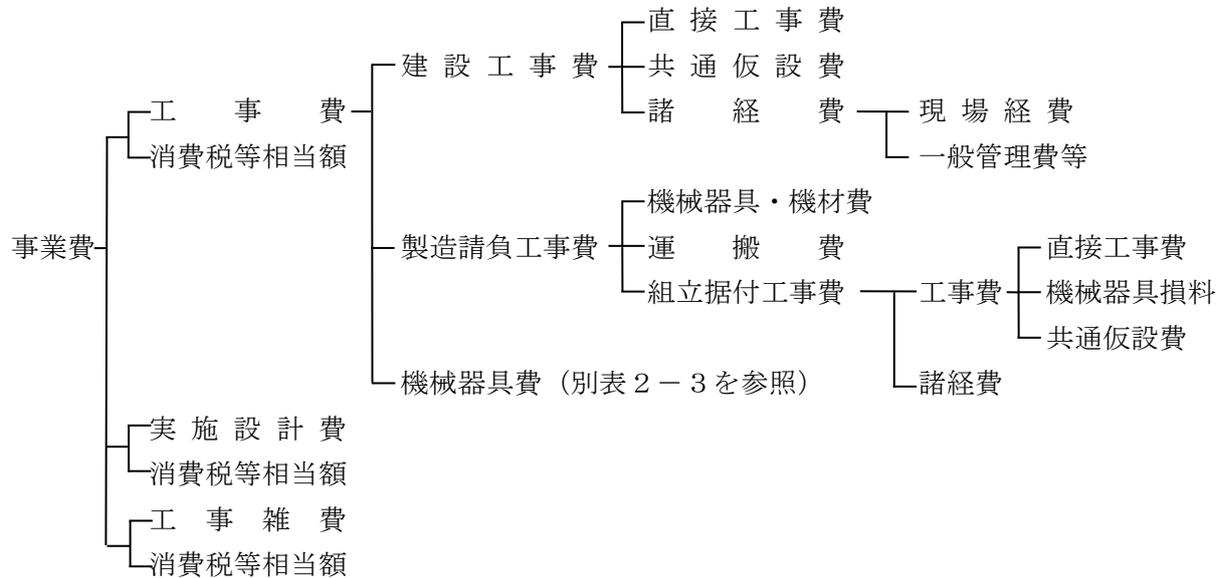
別表 2 - 1

対象施設の整備内容のうち海上工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



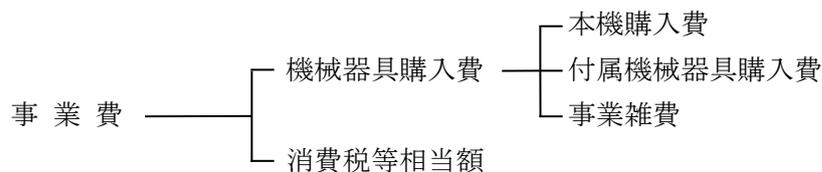
別表 2 - 2

対象施設の整備内容のうち建設工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



別表 2 - 3 機械器具購入に係る事業費構成

対象施設の整備の内容のうち機械器具のみの購入に係るものについては、次の表を標準とする。



事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

別表3 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地等に関する費用
仮 設 物 費	仮囲、仮事務所、宿舍、下小屋、便所、倉庫、災害防止設備等に関する費用
動力用光熱水費	動力、用水、光熱等に関する費用
試 験 調 査 費	全般的な試験、試作、調査等に関する費用
整 備 清 掃 費	全般的な整備、清掃、あとかたづけ、養生等に関する費用
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に関する費用
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に関する費用
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的費用

別表4 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務に限る。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 要 費	消耗品費、燃料費、光熱水料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（補助金事業遂行上特に必要な場合に限る。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆記翻訳料、公告料、雑役務費
委 託 費	登記事務等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車又は船舶、事業用機械の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	
公社一般管理費	公社営事業における公社の本社経費等

（消費税については、それぞれの費用に含まれる。）

別記様式第1号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

市町村長 氏 名

施設等の増改築等報告書

実施主体の長より届出のあった、水産業共同利用施設復興促進整備事業により設置した施設等の令和 年度における増改築等の状況をとりとまとめたので、別紙のとおり報告する。

別 紙

区 分	実施主体	施 設 名	施設取得 年度	増改築等の内容 及び理由	費 用	備 考
増 築						
	小 計	—	—	—		
改 築						
	小 計	—	—	—		
移 転						
	小 計	—	—	—		
模様替						
	小 計	—	—	—		
合 計		—	—	—		

(注) (1) 設計単位を一単位として記入すること。

(2) 小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

市町村長 氏 名

施 設 被 害 報 告 書

令和 年度水産業共同利用施設復興促進整備事業により設置した施設について被害報告があったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 対象施設の整備名（対象施設の整備の内容）
- 2 実施主体
- 3 施設等の所在地
- 4 施設等の構造、規模及び能力等
- 5 事業費（国庫補助金額、市町村負担額及び実施主体負担額等の区分）
- 6 災害の種類及び被害の程度（被災前及び被災後の施設等の写真を添付）
- 7 被害の原因
- 8 被災状況の調査概要
- 9 被災状況の調査に基づく県の意見
- 10 被害見積額並びに復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額（見込み）
- 11 当該施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- 12 その他（被害復旧計画及び資金計画）